

平成15年度機関評価結果対応方針

健康福祉部・衛生研究所

1 県民や社会のニーズへの対応について

| | |
|---------|---|
| 指摘事項 | 衛生研究所のアピールと県民ニーズの把握 |
| 指摘事項の内容 | 衛生研究所の存在をアピールし、県民のニーズを積極的に把握する。 |
| 対応方針 | <p>衛生研究所の機能の中には情報の収集・解析・提供がありますが、これを一層充実させ、県民に対し、公衆衛生・健康に関する情報を提供するためリソースセンター機能を付加させ、情報提供を行っていくとともに、ホームページの内容を充実させ、県民の意見を積極的に受け入れることで、理解を深めるよう取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、</p> <p>1) ホームページの充実を図ります。 健康危機対策, 保健衛生に関する情報の充実 研究課題についての、県民にわかりやすい情報提供 小中学生向けのコーナーの新設</p> <p>2) 小中学校生の体験学習、及び高齢者の生涯大学校等での講習等県民向けの研修会・講習会の開催等による情報提供、また、開催の際、アンケート調査を実施する等、県民のニーズの把握に努めます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 指摘事項 | 情報の整理 |
| 指摘事項の内容 | 衛生研究所以外の対応が必要な場合の情報の整理について県としての対応を整理する。 |
| 対応方針 | 他の研究機関との連携は、関係各課等を通して、情報の迅速な提供に努めています。特に、健康危機管理対策については、健康福祉指導課健康危機対策室と連携し情報整理を図るとともに、大学等と相互に検査可能検体について情報交換を行い、健康危機発生時の対応体制を検討しています。 |

| | |
|---------|---|
| 指摘事項 | 研究の妥当性 |
| 指摘事項の内容 | 研究課題を県民・行政ニーズに反映されたものを優先とし、研究が目的に合致しているか、定期的に評価・選択をする。 |
| 対応方針 | 外部委員で構成されている課題評価専門部会、所内職員及び健康福祉部関係各課長で構成されている内部評価委員会において、課題選択、進捗状況の妥当性等を定期的に再評価を行っており、その結果はホームページ等で公表しています。 |

2 研究遂行に係る環境について

| | |
|---------|---|
| 指摘事項 | 県の研究所に対する指示 |
| 指摘事項の内容 | 県は衛生研究所の活動や成果目標を理念・目的にそって具体的に示すべきである。 |
| 対応方針 | 衛生研究所基本構想検討委員会（平成16年8月設置）において衛生研究所の基本構想を検討し、健康危機管理等への対応（SARS、化学・生物テロ等の健康危機発生時、試験検査・調査研究を行う科学的、技術的な中核拠点として対応していく）、新たな健康課題出現への対応（後期高齢者の増加が著しい中、県民一人ひとりのニーズに応える保健・医療等の情報収集とわかりやすい情報提供を行う）、高度な試験検査の対応、県民・行政ニーズに対応する調査研究、情報収集・解析・提供を効率的に行っていくことを基本的方向性として示しています。 |

| | |
|---------|---|
| 指摘事項 | 組織の細分化 |
| 指摘事項の内容 | 組織が細分化し過ぎており、機械、人員配置の面で非効率にならないか検討が必要である。 |
| 対応方針 | 衛生研究所の組織については、新たな調査研究課題、高度な試験検査、県民の望む保健・健康の情報を提供していくために、柔軟で機動的な組織を検討します。そのため、細分化されている組織の弊害をなくし、課題への柔軟な対応・研究室間の横断的な協力体制を作るため、平成17年度に試験検査業務の見直し等を行い、建替えに向けて組織・職制等について検討します。 |

| | |
|---------|--|
| 指摘事項 | 人件費の圧縮・研究費の増額 |
| 指摘事項の内容 | 人件費の圧縮と研究費の増額が課題である。 |
| 対応方針 | 職員の構成は年齢等も不均衡を生じており、検査・研究の技術の継続が難しい状況です。他機関との人事交流、「任期付研究員の採用等に係る条例」（平成13年12月制定）による期限付き任用職員の採用等を検討します。研究費に関しては外部の競争的資金等を調達をするよう努力していくとともに、関係機関との共同研究へ積極的に取り組んでいきます。 |

| | |
|---------|--|
| 指摘事項 | 試験検査業務の見直し |
| 指摘事項の内容 | 外部化できる業務の整理をすべきであるし、検査業務は保健所等に技術移転をして、検査作業負担の軽減をする仕組みを作る。 |
| 対応方針 | 検査業務については、衛生研究所が自ら行うものであるか、健康福祉センター、民間検査機関等に委譲・委託できるものがあるか関係各課の意見を踏まえ仕分けを行い業務の見直しを行います。また、機器の共同利用、組織のおおくり等により、所内業務の効率性を図るとともに、検査業務の外部化等により高度な試験検査への対応を検討します。 |

| | |
|---------|---|
| 指摘事項 | 建物の老朽化 |
| 指摘事項の内容 | 建物の老朽化が進み耐震基準をクリアしていない。 |
| 対応方針 | 平成14年度の耐震調査において、耐震補強が必要であるとの結果が出されました。平成15年度は建替えを含めた耐震補強の委託調査を行った結果、建替えが適当との結果が出され、現在PFIの導入の可否について検討をしています。 |

3 研究成果について

| | |
|---------|--|
| 指摘事項 | 研究成果の評価・公表 |
| 指摘事項の内容 | 内部評価委員会において、研究成果の評価と関係団体への情報発信・普及の検討が必要である。また、その成果については積極的に公表する。 |
| 対応方針 | 課題評価専門部会・内部評価委員会において、研究課題の進捗状況・成果等を評価しています。研究成果については、各種学会や刊行物等で積極的に公表しており、ホームページでの公表も平成16年度から開始しました。 |

| | |
|---------|--|
| 指摘事項 | 研究のプロセス管理 |
| 指摘事項の内容 | 目標達成のため、成果として結果のみ評価するのではなく、研究活動のプロセスを計画上に明記し、プロセスの管理を導入する。 |
| 対応方針 | 研究計画の作成にあたっては、PDCAサイクルによるプロセス管理をより詳細に記述することとし、その実施状況の把握については、課題評価専門部会・内部評価委員会等により評価を行っていきます。 |

4 研究開発以外の業務について

| | |
|---------|---|
| 指摘事項 | 研修指導 |
| 指摘事項の内容 | 研修については、何人がどのレベルになることを期待して研修をさせるか、また、研修の効果、効率を明確にすべきである。 |
| 対応方針 | 衛生研究所の研修指導機能は基本的機能であり、健康福祉センター（保健所）、関係各課の要望により、研修対象者、時期、研修内容について検討を行っています。研修効果については、研修後にアンケート調査等を行い今後の研修計画に反映させていくこととします。 |

5 今後の研究の方向性について

| | |
|---------|--|
| 指摘事項 | 研究課題の選定 |
| 指摘事項の内容 | 研究内容も検査方法の開発等、公衆衛生検査業務に関わりのある研究課題を優先と考える必要がある。 |
| 対応方針 | 研究課題の選定にあたっては、関係各課、保健所等との連携、ホームページ等により積極的にニーズを把握するとともに、課題評価専門部会・内部評価委員会等により県民・行政ニーズにあった研究課題を選定します。 |

6 その他 なし

7 総括

| | |
|---------|--|
| 指摘事項 | 職員の意識改革 |
| 指摘事項の内容 | 県は意思決定者として、衛生研究所に期待するものを明確にした上で、組織を構成する全員の意識改革を要請する。 |
| 対応方針 | 県は、衛生研究所基本構想において衛生研究所の基本的方向を示したところで す。 基本構想を検討する際、所内においても、衛生研究所のあり方等の検討をしてお り、また、研究課題の作成・選択にあたっては、職員に対し試験研究評価制度の趣 旨の周知を図るなど職員の意識改革に努めています。 |